令和４年度　事業報告書

自　令和４年　４月　１日
至　令和５年　３月３１日

総務大臣指定　基礎的電気通信役務支援機関
一般社団法人　電気通信事業者協会

令和４年度事業報告書

ユニバーサルサービス制度の稼働から１６年が経過したが、令和４年度においては、基礎的電気通信役務支援機関として以下の実施体制及び実施方法により交付金の交付及び負担金の徴収等基礎的電気通信役務支援業務の円滑かつ的確な推進とともに制度の更なる定着に努めた。

１　支援業務実施体制の確保

(1) 職員

支援業務に関する事務を執り行うため、基礎的電気通信役務支援業務室に職員として室長はじめ３名を配置した。なお、当該職員３名は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和２年法律第５３号）第２０条の規定により総務大臣が指定した電話リレーサービス支援機関の支援業務（以下「電話リレーサービス支援業務」という。）のみを兼務した。

(2) 設備

支援業務の用に供するための専用事務スペースや基礎的電気通信役務支援業務諮問委員会（以下「支援業務諮問委員会」という。）等に使用する会議室（共用）を確保したほか、事務処理用のパソコン、サーバーやセキュリティを確保するための鍵付き書庫など、専用の器具及び備品を配備した。

２　支援業務の実施方法

(1) 支援業務諮問委員会の運営

電気通信事業法（以下「法」という。）第１１３条第２項の規定に基づき、以下のとおり支援業務諮問委員会を開催し、協会会長の諮問事項について審議し、適当である旨の答申をいただいた。

① 第４９回支援業務諮問委員会（令和４年４月２６日開催）
　諮問事項：令和４年度の修正合算番号単価等の算定について
② 第５０回支援業務諮問委員会（令和４年９月１５日開催）
　諮問事項：令和５年度の番号単価の算定、交付金及び負担金の額等の総務大臣への認可申請について
③ 第５１回支援業務諮問委員会（令和４年３月１日開催）
　諮問事項：令和５年度事業計画及び収支予算案について

また、支援業務諮問委員会委員の任期満了により、法第１１３条第３項の規定に基づき、総務大臣の認可を受けて、会長が令和４年７月１９日付けで新たに委員を任命した。

(2) 交付金の交付及び負担金の徴収に係る業務の的確な実施

令和４年度における負担金額６８．２億円について、令和４年度の合算番号単価２円を令和４年１月から１２月分の算定対象電気通信番号数に適用し、各月の番号数分に係る負担金を算定して接続電気通信事業者（負担対象事業者）２０社から徴収し、これを各適格電気通信事業者(NTT東日本及びNTT西日本)に交付金として交付するとともに支援事務費に充当した。

また、次のとおり公認会計士による外部監査を厳正に実施した。

① 令和４年５月に令和３年度決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の監査報告書を受理した。

② 令和４年１１月に令和４年度中間決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の報告を受けた。

(3) 交付金の額及び負担金の額等に係る認可申請等の円滑な実施

関係法令に基づき、以下のとおり合算番号単価及び番号単価（以下「番号単価」という。）を算定するとともに、交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法の認可申請を行い、申請のとおり認可を受けた。これらの案件については、その都度報道発表を行うとともに関係電気通信事業者への通知等を行った。

① 交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法

令和５年度における交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法について、法第１０９条第１項及び法第１１０条第２項の規定に基づき、令和４年９月１５日付けで総務大臣に認可申請を行い、同年１１月２５日に認可となった。

なお、交付金及び負担金の額の算定に当たっては、基礎的電気通信役務支援業務規程第１９条の規定に基づき、令和４年９月８日及び９日に会計監査人（公認会計士）による確認監査を受け、「適正なものである」との確認書を受理した。

② 番号単価の算定

令和４年４月には、総務省告示第４２９号（平成１８年７月３１日）に基づき、令和３年９月に算定した番号単価等について、令和４年７月から１２月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計を基に修正番号単価等の算定を行った。その結果、最終算定月が令和４年１１月になると見込まれたことから合算番号単価の修正は行わず、番号単価のみ修正した。

また、令和４年９月に、令和５年度の予測算定対象電気通信番号の総数の合計等を基に令和５年度に適用する番号単価等の算定を行い、合算番号単価を２円とした。

(4) 効果的な周知・広報活動の実施

ユニバーサルサービス制度の周知徹底のため、次のような取り組みを実施した。

① 報道発表

令和４年９月１６日には令和５年度に適用する番号単価等の算定結果と令和５年度の交付金及び負担金の額等の認可申請について、また、令和４年１１月２８日には当該交付金及び負担金の額等の認可についての報道発表を行い、情報の公開に努めた。

② 新聞広告による周知

令和５年１月から適用する合算番号単価について令和４年１２月１４日の全国５紙の朝刊に半２サイズの広告を掲載し、ユニバーサルサービス制度の周知を行った。

③ ＷＥＢ広告

令和５年１月から適用する合算番号単価について令和５年１月１日から１カ月間、共同通信社と全国紙・地方紙の新聞社約５０社が共同運営する４７ＮＥＷＳ及び各地方紙のポータルサイトにバナー広告を掲載し、ユニバーサルサービス制度に関する周知を行った。

④ ホームページ等を活用した周知

支援業務に係る情報は可能な限りホームページ等に掲載し、周知に努めた。ホームページのアクセス数は月平均約２，７００回で前年度４，５００回に比べて減少したが、前年度は電話リレーサービスの初年度のため番号単価の適用開始時期に関係機関の周知広報が集中的に行われた影響等によるものである。また、前記新聞広告を行った１２月は２，５５５回であったが、ＷＥＢ広告を行った１月は４，３１７回と他の月に比べて増加した。

⑤ パンフレット等による周知

令和５年度のユニバーサルサービス制度の概要に係るパンフレットについて、１２月に２，５００枚を作成し、電気通信事業者及び総務省（総合通信局等を含む。）に配布し、制度の周知を図った。

⑥ 負担対象事業者による周知広報活動への支援

令和５年１月から適用する番号単価の額等について共通Ｑ＆Ａの作成・配布等を行ったほか、事業者説明会を開催するなど、事業者による周知広報活動の支援を行った。

(5) 円滑な問い合わせ対応の実施

電気通信事業者や一般利用者からの問い合わせ等に即応するためコールセンターを開設しているが、令和４年度の問い合わせ状況は、合算番号単価の修正が無かったこと等もあり年間６４件となり、同様に修正が無かった前

年度（９７件）よりやや減少した。なお、問合せ対応において、特段の混乱は生じなかった。

３　その他の事項

（1）独立性の確保

情報の管理を徹底し公正性を担保するため、基礎的電気通信役務支援業務室に、支援業務を行うとともに電話リレーサービス支援業務のみを兼務する職員を配置することで、組織的独立性を確保した。また、基礎的電気通信役務支援業務規程の情報の目的外利用の禁止規定を遵守するとともに、支援業務のための専用システムを用いる等によりシステム上の独立性を確保することで、情報の目的外使用や情報漏洩等を防止した。さらに、明確な区分経理により会計を整理することで、他の業務との会計上の独立性を確保した。

（2）効率的な業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

支援業務を円滑かつ効率的に実施する視点から、引き続き業務執行体制を堅持しながら効率化を図るとともに、関係規程類の整備や関係機関等との連携に努めた。また、各種の認可申請など法令に基づく所要の手続きを遺漏なく実施した。

特に、電話リレーサービス支援業務との兼務を的確かつ効率的に実施するため、業務運営の見直し・効率化、職員の業務知識の向上等により業務執行体制の強化に努めた。

（3）情報公開の実施

基礎的電気通信役務支援機関の財務状況、番号単価や交付金及び負担金に係る情報、電気通信事業者のユニバーサルサービス料の設定状況、その他の支援業務に関する情報について、ホームページ等を活用して公開することにより透明性の確保に努めた。